

外来腫瘍化学療法診療料に関する案内

当院では、患者さんと患者さんを雇用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の提出があった場合に、就労と療養の両立に必要な情報を提供すること並びに診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行うことが可能です。

当院は、医師、看護師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者さんから電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を有しております。

当院は、急変時等の緊急時に本診療料を算定している患者さんが入院できる体制が確保されております。

当院は、患者の急変時の緊急事態等に対応するための指針が整備されております。